

## 山梨県郡内地域地場産業振興センター建設費高度化資金償還金補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）が行う山梨県郡内地域地場産業振興センター建設に係る高度化資金の償還に要する経費の一部に対し、山梨県郡内地域地場産業振興センター建設費高度化資金償還金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の対象となる経費は、センターが山梨県に償還する当該年度の高度化資金とし、交付する補助金の額は、予算の範囲内で知事が別に定めるところによる。

### (補助金交付の申請)

第3条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付額を決定し通知するものとする。

### (交付の条件)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (実績報告)

第6条 補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第3）を補助事業完了後1か月を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第7条 補助金は、知事が必要と認めた場合は、概算払することができる。

2 補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

### (書類の提出部数)

第8条 この要綱に定める書類の提出部数は各1通とする。

(書類の備付け)

第9条 センターは、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日から起算して20年間保存しなければならない。

附則 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。